

2015 年度 北ヨーロッパ学会

第 14 回 研究大会

プログラム・報告要旨集

2015 年 10 月 24 日 (土)

愛知東邦大学

大会事務局 〒465-8515 愛知県名古屋市名東区平和が丘 3-11  
愛知東邦大学 経営学部 田村 豊・浅野 和也

Email : [asano.kazuya@aichi-toho.ac.jp](mailto:asano.kazuya@aichi-toho.ac.jp)

TEL: 052-782-1726 (浅野研究室)

※会場までのアクセス・大学案内につきましては同封の別紙をご参照ください。

# 2015年度 北ヨーロッパ学会第14回研究大会のご案内

北ヨーロッパ学会会員のみなさま

2015年10月24日(土)に北ヨーロッパ学会第14回研究大会が名古屋の愛知東邦大学で開催されます。ここに大会のご案内をお届けいたします。

愛知東邦大学では会員を中心に開催校事務局を立ち上げ、みなさまをお迎えいたします。至らぬところも多々あるとは存じますが、実り多い研究大会となりますよう、みなさまの積極的なご参加をお待ち申し上げます。

2015年9月11日 大会事務局

## 目次

研究大会プログラム	-----	3 ページ
報告要旨	-----	5-16 ページ

## 懇親会について

研究大会後、キャンパス内のS棟食堂にて、懇親会を開催いたします。みなさま是非ご参加ください。

- ・懇親会参加費：一般 5,000円(退職者の会員 4,000円)  
：大学院生・大学生 2,000円
- ・お申し込み：当日受付にてお申し込みください。

# 2015年度 北ヨーロッパ学会 第14回研究大会プログラム

開催日 2015年10月24日(土)

会場 愛知東邦大学

9:30-	受付	L棟入口
10:00-12:30	共通論題 L棟4F LCホール	<b>スウェーデン企業の特質と成果</b> 司会 猿田 正機(中京大学) 1. スウェーデンの欧州単一市場への統合と経済制度の変化…丸山 佐和子 (神戸大学) 2. スウェーデン企業のコーポレート・ガバナンスと労使関係…岸田 未来(摂南大学) 3. スウェーデン企業の生産戦略とリーン生産の広がり…田村 豊(愛知東邦大学) 討論 小菅 竜介(立命館大学)
12:30-13:20	昼食休憩	S棟食堂等がご利用可能です
	理事会	B棟1F 多目的室4
13:30-13:55	総会	L棟4F LCホール
14:00-15:45	分科会1 L棟4F LCホール	<b>経済専門分科会:デンマーク福祉国家の軌跡—財政と雇用</b> 司会 菅沼 隆(立教大学) 1. デンマークにおける租税抵抗と地方所得税制—1970年代初頭の「納税者の反乱」と地方政府の課税自主権に着目して— …倉地 真太郎(慶応義塾大学) 2. デンマーク・積極的労働市場政策における地域雇用評議会の役割と展開 …加藤 壮一郎(ロスキレ大学)
14:00-15:45	分科会2 B棟4F B401	<b>文化・文学・歴史専門部会:近現代北欧文学における病の表象</b> 司会 田淵 宗孝(名古屋大学) 1. セルマー・ラーゲルレーヴにおける障碍と病—『エルサレム』と『モールバッカ』における「血と大地」 …中丸 禎子(東京理科大学) 2. カーアン・ブリクセン『冬物語』(1942)における病の表象—「ペーターとローサ」にみる物語芸術としての「死」 …田辺 欧(大阪大学)
16:00-17:45	分科会3 L棟4F LCホール	<b>政治専門分科会:スウェーデン政治の歴史をひもとく</b> 司会 渡辺 博明(龍谷大学) 1. 20世紀初頭のスウェーデンにおける「体制内政党」と「反体制政党」の分岐 …安武 裕和(名古屋大学) 2. P.A.ハンソンと「国民の家」 …木下 淑恵(東北学院大学) 3. スウェーデンと国際的連帯:パルメのイニシアティブ …清水 由賀(早稲田大学) 討論 小川 有美(立教大学)
16:00-17:45	自由論題 B棟4F B401	司会 阿部 望(明治学院大学) 1. スウェーデンの医療ケアに対する待ち時間問題 …深見 佳代(京都大学) 2. フィンランドにおける2010年の国庫支出金改革とその後の国家支出金の動向(2010-2015)—水平的財政調整の変化を中心に— …横山 純一(北海学園大学)
18:00-20:00	懇親会	S棟食堂

## 懇親会について

- ・懇親会参加費

一般会員…5,000 円（退職された会員の方は 4,000 円） 院生・大学生…2,000 円

## 報告資料について

今回の研究大会においては、報告資料をウェブページに掲載することができません。

- ・共通論題の報告資料につきましては、大会事務局で印刷を行います。

原稿につきましては、10月16日（金）までに浅野会員宛てにファイル添付でお送りください。

浅野会員のメールアドレス [asano.kazuya@aichi-toho.ac.jp](mailto:asano.kazuya@aichi-toho.ac.jp)

- ・分科会、自由論題の報告資料につきましては、報告者ご自身でご準備ください（30部から50部）。事務多忙により、大会事務局での印刷はお引き受けできません。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
- ・当日ご持参が難しい場合などは、10月16日（金）までに浅野会員宛てにご郵送ください。

郵送先住所 〒465-8515 名古屋市名東区平和が丘3-11

愛知東邦大学 経営学部 浅野 和也

- ・郵送される場合は、完成原稿にてお願い申し上げます。追加・修正等はお引き受けできません。

## 当日のコンピュータなどの使用について

- ・各報告会場でのPCの利用につきましては、大会開催校で準備致します。
- ・使用機種は基本的にマイクロソフト（MS）となります。MACなどをご利用の方は各自でご準備ください。

## 当日の昼食について

- ・大会開催日が土曜日のため、開催校の生協食堂は休業となります。お手数ですが、昼食を各自でご用意くださいますようお願いいたします。
- ・理事会に出席される方にはお弁当（お茶付1,000円）をご用意します。ご来場の際、受付にてお申込みください。
- ・大学周辺にはコンビニエンスストアがございますのでご利用いただけます。

## 共通論題 スウェーデン企業の特質と成果

司会 猿田 正機(中京大学)

本年度は、北欧における企業経営の特質に関するテーマを設定した。北欧の経済を取り上げる際、これまでは比較的マクロな視点(たとえば、福祉、財政など)から分析することが多かった。そのため、視点を少し変え、その経済を支え、世界においても独自の存在感を示すことも多い北欧の企業に注目し、その経営の特質に目を向けることにより、従来考えてこられた「北欧モデル」とは別の面を明らかにできるのではないかと考えられる。実際に北欧の企業はコーポレートガバナンス、ヒューマンリソースマネジメント、企業の社会的責任(CSR)、ダイバーシティ・マネジメント等、様々な分野で独自の取り組みを行ない、世界から注目を浴びる存在となっている。

本共通論題では、北欧のなかでも特にスウェーデンを取り上げ、同国の経済環境の変化、さらにその中で活動する企業に焦点をあてる。同国では製造業、IT企業など多様な部門の企業が国際的に展開し、北欧の経済を牽引している。その企業の経営にいかなる特質があるのかを分析し、その強さ、課題などを知ることは、日本でも成長戦略がいわれ、企業活動への期待が高まる中、日本経済を考える上で示唆が多いのではないかと考えられる。

### 1. スウェーデンの欧州単一市場への統合と経済制度の変化

丸山 佐和子(神戸大学)

本報告ではスウェーデンの欧州単一市場への統合が企業活動に対しどのような影響を与えたかについて分析する。1990年代以降、スウェーデン企業を取り巻く経済環境は大きく変化した。変化のひとつとして挙げられるのが経済活動のグローバル化の進展であり、これにより国境を越えた企業活動が活発化した。もうひとつの大きな変化は1994年の欧州経済地域(European Economic Area, 以下 EEA)の発効と続く1995年の欧州連合(European Union, 以下 EU)への加盟である。スウェーデンとEUとの経済関係は従来の自由貿易協定からEEAとしての欧州単一市場への参加、さらにEU加盟国へと移り変わっていった。この欧州単一市場への統合は経済制度や市場のルールの変化を通じてスウェーデン企業に大きな影響を与えた。

本報告では、欧州単一市場への統合に伴い、スウェーデン国内でどのような制度変更が行われたかについて、以下の二つの側面から考察する。第一の側面は、欧州経済地域への参加とEU加盟によって導入されたモノ・サービス・資本の移動の自由である。具体的には、域内関税の撤廃や国境手続きの廃止、金融部門における域内単一免許導入、金融市場の開放と多国籍企業の活動に関する税制上の障壁の撤廃などが行われた。このように生産物・

生産要素の移動の自由が保障されたことはスウェーデン企業にとってより大きなビジネス機会の獲得につながったと考えられる。第二の側面は、EEA への参加および EU 加盟を前提に実施した国内制度の調和である。これらに含まれるのはスウェーデンが 1980 年代から 90 年代にかけて実施した金融制度改革、税制改革、そして競争法改正である。これらの改革はスウェーデンの経済制度をオープンな仕組みに変えるものであったといえる。

## 2. スウェーデン企業のコーポレート・ガバナンスと労使関係

岸田 未来（摂南大学）

本報告はスウェーデンの企業レベルにおける近年の労使関係のあり方を、「コーポレート・ガバナンス」という観点から検討することで、スウェーデン企業の特質を考える。スウェーデン社会においては、コーポラティズムとも呼ばれる中央集権的な労使協調体制が、歴史的に重要な役割を果たしてきたことは論を待たない。その中で個々の企業レベルにおける従業員（労働組合）の影響力行使については、1970 年代から 1980 年代にかけて、共同決定法（Lag om medbestämmande i arbetslivet）や取締役会における従業員代表制（Lagen om styrelserrepresentation för privatanställda）などの一連の労働法規によって枠組みを与えられ、これら諸制度は今日までも継続している。しかしながら、これらの法律が成立した時期と今日とを比べれば、90 年代のバブル崩壊やスウェーデンの EU 加盟、ユーロ経済圏の誕生などを経て、スウェーデン企業のグローバルな経営展開ははるかに進展している。また株式市場における外国人投資家の急増は、スウェーデンの企業統治のあり方を「グローバル・スタンダード」に近づけるための「コーポレート・ガバナンス」改革を迫ってきた。このような企業体制の変化を踏まえて、本報告は、第一に「コーポレート・ガバナンス」改革を経て、これまでの企業統治レベルにおける労使協調のあり方はどのように変化しているのか・あるいは維持され続けているのかを明らかとする。第二に、「コーポレート・ガバナンス」の類型としては、英米型のシェアホルダー型よりも、ドイツに代表されるステークホルダー型に属するとされるスウェーデン企業であるが、主要なステークホルダーである従業員（労働組合）は、実際にスウェーデンの企業経営においてどのような影響力を及ぼしているのかを検討する。本報告では、従業員代表制や共同決定法の実態に関する先行調査やヒアリング等を用いて、その具体的内容の一端を明らかとする。

## 3. スウェーデン企業の生産戦略とリーン生産の広がり

田村 豊（愛知東邦大学）

スウェーデンでは 2000 年代に入り、リーン生産導入の活動が広がっている。リーン生産とは 1990 年代アメリカの自動車研究者によって名づけられた日本企業での生産管理手法の名称である。歴史的にはこれまでもスウェーデンでは 1980 年代、製造業を中心にして日本

的経営を見習い導入してきた。しかし、現在のリーン生産導入の動きは、大手の製造業企業のみならず労働組合、教育機関などとも連携して、導入が図られているケースが典型となっている。現在、スウェーデンは日本からの学習過程の新しい時期を迎えている。

本報告では、スウェーデン企業のリーン生産導入の動きを、実際の導入企業での工場調査、IFMetall など労働組合の政策と導入組織の動きを検討することで明らかにしていく。リーン導入によってどのような経営上での変化、労働過程での変化が生じているのか、事例などをもとに検討していく。

現在のスウェーデン企業へのリーン生産の広がりが、1980年代にあった日本的経営導入の内容とどのような違いがあり、また、なぜ現在スウェーデン企業が日本の経営手法に注目しているのか。本報告では日本の経営方式との比較を交え、スウェーデン企業の生産戦略の課題について検討していく。(なお当日、詳しいレジュメと図表を用意致します)

**討論 小菅 竜介 (立命館大学)**

## 分科会 1 デンマーク福祉国家の軌跡—財政と雇用

司会 菅沼 隆(立教大学)

デンマークは1990年代末から、新しい福祉国家のモデルの可能性を有するものとして注目されてきた。強い経済的競争力、高い幸福度、ジェンダー平等、労働市場の高い流動性、高い生活保障など国際比較の指標では常にトップランクを維持している。だが、実際のデンマークは政治的に不安定で、政争の中で国家運営を強いられてきた。試行錯誤と揺らぎのなかで福祉国家を運営しているのであり、新しい福祉国家の青写真が予め描かれているわけではない。だが、他方でデンマーク福祉国家の〈構造〉はいまでも様々な示唆に富む〈モデル〉としての輝きを有している。本分科会では、福祉国家の基軸をなす財政と雇用の軌跡を確認し、苦闘のなかから析出できる福祉国家の可能性を考察したい。

### 1. デンマークにおける租税抵抗と地方所得税制—1970年代初頭の「納税者の反乱」と地方政府の課税自主権に着目して—

倉地真太郎(慶応大学大学院)

デンマークは他の北欧諸国と同じく高福祉高負担を実現する国の一つであるが、かつて最も激しい「納税者の反乱」を経験した国でもあった。反税政党・進歩党(Fremskridtspartiet)が所得税廃止を掲げて、1973年12月選挙で第二政党まで躍進したことは、その象徴的事件となった。「納税者の反乱」の背景には、所得税制の近代化に伴う所得税負担の急増と住宅ローン控除廃止決定による低・中所得層の反発があり、先行研究では所得税負担の可視性や所得税制の水平的公平の改善(住宅ローン控除廃止)が要因として指摘されてきた。しかし、当時の租税制度に関する問題はこれ以外にもあり、特に地方所得税制度と地方政府の課税自主権に関して、1970年代以降大きな変化がみられたことが注目に値する。現行のデンマーク地方所得税制は、高負担であるにもかかわらず、人びとの地方税に対する「租税合意(Tax Consent)」が比較的達成されている。したがって本稿の分析は、「租税合意(Tax Consent)」の形成メカニズムを解明する一端になることが期待される。

本研究では、「納税者の反乱」の経緯を明らかにするとともに、デンマーク税制、特に地方所得税制がどのように変化したかを政府資料、新聞資料、世論調査等を用いながら分析した。分析の結果、「納税者の反乱」前後で、デンマーク税制が地方所得税に比重を置くようになる一方で、地方税制に関する課税自主権が強化され、協調的な政府間関係が模索されるようになったことが明らかになった。



## 2. デンマーク・積極的労働市場政策における地域雇用評議会の役割と展開

加藤壮一郎（ロスキレ大学）

1993年、社会民主党政権が発足し、失業給付、社会給付受給者に対して個別行動計画に依拠したアクティベーションが実施されると、サービスの個人化に伴う各々のニーズに対応するための地方分権化を進めた。国は、地域の雇用政策に関して指針を出すにとどめ、実質的な判断は、失業給付受給者を管轄する14つの県（当時）に委ねた。県には、政策決定機関として、議会、労使、行政で構成される労働市場協議会が設立された。また、コムーネには、主に早期年金受給者の労働市場への移行を目的として、議会、労使、行政、障害者、医師などの関係者で構成される地域コーディネート委員会（以下LKU）が設立された。LKUは、社会省（当時）が管轄し、潤沢な補助金によって地域事情に則した事業が実施された。

2001年、自由党政権が発足すると、アクティベーションにおける公的扶助受給者を主とした社会給付全般の受給者の扱いを失業給付受給者と同等にする動きが前面化した。2003年、LKUは雇用省の管轄となり、2007年の地方制度改革では、市民に対する雇用サービスの全てはコムーネが管轄するジョブセンターに一元化された。平行して、LKUより引き継がれる形で、地域雇用評議会がコムーネに設置され、国の雇用政策指針に沿って支給される補助金事業を企画、決定している。

本報告では、1990～2000年代の積極的労働市場政策の変化の下で、LKU、地域雇用評議会が、早期年金受給者や公的扶助受給者などの労働市場への移行、地域労働市場の構築に果たしてきた役割を考察する。また、地域雇用政策の主体として活動してきた構成員の動態から、地域雇用政策における社会的パートナーシップの可能性と限界についても考察する。あわせて、社会投資戦略を志向した2011～15年の社会民主党政権の地域雇用評議会への対応についても報告する。

## 分科会 2 近現代北欧文学における病の表象

司会 田淵 宗孝(名古屋大学)

### 1. セルマ・ラーゲルレーヴにおける障碍と病 『エルサレム』と『モールバック』における「血と大地」

中丸 禎子(東京理科大学)

スウェーデンの作家セルマ・ラーゲルレーヴ (Selma Lagerlöf, 1858-1940) は、日本において、翻訳者のイシガオサムや北欧文学者の山室静により、ナチスに抵抗した平和主義作家として受容されてきた。一方、ドイツでは、ゲルマン民族主義を体現する作家として、郷土芸術運動および血と大地思想において受容され、ナチ政権下で人気を博した。

本発表の対象は、ラーゲルレーヴ『エルサレム』(Jerusalem, 1901-02) および『モールバック』(Mårbacka, 1922) における女性主人公の脚部障碍の表象である。『エルサレム』は、同時代に実際に起こったダーラナ地方の農民の宗教上の理由によるエルサレムへの集団移住を扱い、スウェーデン人初のノーベル文学賞の授賞理由となった。同作では、「健康な農夫」として故郷のダーラナ地方にとどまる主人公イングマル・イングマルソンと、エルサレムに移住する姉カーリン・イングマルスドッテルが対比的に描かれる。カーリンの物語の中で転機となるのが、脚部麻痺と治癒である。『モールバック』は、左足が不自由であったラーゲルレーヴの自伝的小説で、幼少期の「セルマ」の脚部麻痺と治癒が描かれている。

本発表では、脚部障碍がヨーロッパにおける伝統的な他者表象として、悪魔・魔女、人魚などの異教的他者、近代においてはユダヤ人の特徴とされてきたことに着目し、『エルサレム』および『モールバック』における女性人物の脚部麻痺とその治癒を、血と大地思想に連なる他者排除の表象として批判的に考察する。

### 2. カーアン・ブリクセン『冬物語』(1942)における病の表象—「ペーターとローサ」にみる物語芸術としての「死」

田辺 欧(大阪大学)

カーアン・ブリクセン (1885-1962) は、20世紀デンマーク文学を代表する女性作家である。別名イサク・ディーネセンともいう。生涯にわたり母語のデンマーク語と英語の2カ国語を執筆言語として用い、カーアン・ブリクセン(女性名)とイサク・ディーネセン(男性名)という2個の異なる筆名を隠れ蓑に、己のジェンダーを半ばはぐらかして執筆活動を行ってきた特異な物語作家としてその名を知られている。ブリクセンの物語には「死」

が随所に描かれ、さまざまな「死」が物語を形づくる大きな力として働いている。本発表では1942年に上梓された自伝的要素の強い『冬物語』を分析の対象に取り上げる。まずはブリクセンの作品群における『冬物語』のポジションおよび成立背景を明らかにした後、本作品において「死」（それが肉体的な死であれ、精神的な死であれ）が作品の主題となっていること、主人公の悲劇的な運命が流麗に、あるときはポジティブに、またあるときはアイロニカルに語られることに着目する。とりわけ同作の一編「ペーターとローサ」にみる思春期の子どもの死の表象について考察を試みたい。タイトルが示すとおり本編の主人公はペーターとローサという名のいとこ同士、ともに十五歳である。思春期たけなわの二人は性に目覚め、個々のアイデンティティの完遂に向かって自らの人生プロジェクトを模索する。二人のプロジェクトは語り手によって男性性と女性性のあり方をめぐって終始拮抗する形で平行に語られるが、最後に二人が海にのみ込まれ死を迎える結末をもって、互いのプロジェクトは一体化し永遠不滅なるものとして提示される。ここに「死」が物語芸術の根幹にあることが示唆されると同時に、作家ブリクセンがキリスト教の枠組みを越え、生と死の原初的なあり方へ回帰し、さらにはジェンダーを超越した物語作家であることを見てとることができる。

## 分科会 3 スウェーデン政治の歴史をひもとく

司会 渡辺 博明（龍谷大学）

安定した民主政治と発達した福祉国家によって知られるスウェーデンでは、職業や思想に沿って社会集団を代表する諸政党が、交渉を通じた合意形成を重ねながら、体系的な社会保障・社会福祉の制度を築いてきた。そこでは、普遍主義施策によって広く国民が包摂されただけでなく、国際連帯や人道主義に基づいて世界各地から難民・移民を受け入れ、言語習得や就労への支援を通じて社会的に統合していくことが目指されてきた。しかし、1990年代以降、経済の低成長化、グローバル化と欧州統合の進展などにより、従来の民主政治や福祉国家のあり方が変容を迫られている面も多く、現在はその過程や要因の研究がさまざまに進められている。それらの取り組みが大切であることは言うまでもないが、他方で、このような時期にこそ、スウェーデン政治の特質をその起源に遡って検討することも重要だと考えられる。本分科会では、こうした問題意識から、政党政治、福祉国家、国際協力・難民政策という三つの領域について、同国の特徴が生まれた時期の重要局面に注目した報告がなされる。それらの報告と討論を通じて、スウェーデンの現状や課題に関する理解も進むであろう。

### 1.20 世紀初頭のスウェーデンにおける「体制内政党」と「反体制政党」の分岐

安武 裕和（名古屋大学大学院）

戦後スウェーデンの議会政治史は、「閣外協力」の歴史である。与党が議会内の過半数に満たない「少数派政権」であることがほぼ常態でありながらも、状況に応じて議会内の様々な政党との政策妥協を繰り返しながら、安定した政局運営を実現してきた。これは、諸政党間で幅広いコンセンサスが共有されていたからこそ可能な政治スタイルであった。

ただし、そんなスウェーデンにおいても、そうした諸政党間の談合に反発する「反体制政党」は存在する。現代においては「スウェーデン民主党」がその代表例であるが、まだ議会制民主主義が確立して間もない戦間期の時代においても、他の欧州諸国と同様に、親ナチス派や親ソ連派などの「議会制民主主義を否定する勢力」は確かに存在していた。

だが、戦間期のスウェーデンにおいては（他の大半の欧州諸国とは異なり）、彼等は一度も国会進出を果たせず、体制転覆も国家崩壊も経験せぬまま終戦を迎えることになる。これは、地政学的な要因に助けられた側面もあるが、もし、この段階で国会の内外に強力な反体制政党が存在していた場合、異なる道を迎えることになった可能性は否定出来ない。

その意味で、当時のスウェーデンの各党が彼等との連携を拒絶し、「体制内政党」としての立場を維持する道を選んだ要因を明らかにすることは、スウェーデン政治の根幹を理解

するために必要な研究であると同時に、民主主義の定着要因を分析するという比較政治学的観点から見ても重要な課題である。

本報告では、この要因が「第一次世界大戦前後の議会制度改革期」の時代における制度選択にあったという仮説に基づいて、当時の普通選挙制と比例代表制の導入を巡る左右の両勢力内の諸動向について分析する。

## 2. P.A. ハンソンと「国民の家」

木下 淑恵（東北学院大学）

スウェーデンは、社会全体の運営システムがしばしば「スウェーデン・モデル」ということばで表現され、独特のスタイルをもつ福祉国家として定評がある。そして、その建設の理念とされるのが、「国民の家 folkhemmet」であり、スウェーデン型福祉国家を理解するうえで欠かすことができないと思われる。

「国民の家」を国家建設の理念として提唱したのは、スウェーデン社会民主労働者党（Sveriges Socialdemokratiska Arbetarepartiet、以下社民党）の党首で1932年選挙の後14年間首相をつとめた P.A.ハンソン（Per Albin Hansson）である。

報告では、「国民の家」ということばをハンソンがどのような意図をもって使用を始めたのか、その背景と効果について、ハンソンの演説等をもとに考察する。

ハンソンが議会で初めて「国民の家」について語ったのは1928年であった。1920年代までの社会は労働者にとって厳しく、一方、議会では各党の勢力が拮抗して多数の形成ができず政権も短命であった。社民党内部でも目指す方向性に結論がでないままであった。議会演説からうかがわれる「国民の家」は、わかりやすく、労働者以外の幅広い範囲の人を対象とし、資本主義の枠内での社会改革を目指すことを示していた。また「国民の家」はそれまで保守派のことばであり、それを使用することで彼らの社民党への警戒感を和らげることにつながる面もあったと考えられる。

1932年春の党大会で、社民党は「国民の家」に基づく現実的な路線を党の方針とした。1932年選挙後、社民党は保守的な政党であった農民同盟と協力することにより、多数を形成して政策を実現していくことができた。ハンソンの「国民の家」の提唱が、その後の他党との協力関係、議会における多数派の形成、さらには社民党が幅広い支持を得て1976年までにおよぶ長期政権を担当し、スウェーデン型福祉国家建設を進めることにもつながった要因の1つとして考えられよう。

## 3. スウェーデンと国際的連帯：パルメのイニシアティブ

清水 由賀（早稲田大学）

2015年現在、スウェーデンの難民受け入れは人口比で見ると OECD 加盟国のなかでも最

も多く (OECD 2014)、難民・移民の統合政策はヨーロッパ・北米諸国のなかでも最も高く評価されている (MIPEX 2007, 2011, 2015)。さらに政府開発援助 ODA は 1970 年代末からほぼ継続的に GNI の 1% 拠出を維持しており、2014 年は OECD 加盟国のなかでトップであった (OECD 2012)。

なぜ、これほどまでに国際社会とのつながりを重視することになったのか。本報告では、スウェーデンにおける国際的連帯の伝統をつくる先駆けとなった O. パルメに着目をして、国際国家スウェーデンに転換した時代を描写したい。

パルメは 1969-1976 年と 1982-1986 年の二度、首相を務めた。彼を国際舞台で有名にしたのは、首相になる以前の、通信・運輸大臣の時に行った 1965 年 7 月 30 日のイェヴレ (Gävle) 演説と、1968 年現職の文部大臣でありながら反ベトナム戦争デモの先頭に立ったことであろう。小国の独立と平和を擁護する確固たる姿勢は第三世界諸国などからの尊敬を集め、彼の突然の死に際して、敬意を表するために出版された書籍には、インド・キューバ・タンザニア・メキシコ・ジャマイカなどの途上国指導者が名を連ねた (Kofi B. Hadjor 1988)。

しかしスウェーデンはいま、国際的連帯に対する反発ともとれる声の拡大に直面している。2015 年夏、反移民を主張するスウェーデン民主党が、二大政党である社民党・穏健党も超えて最大の支持率を獲得したと報道された (metro 2015-08-20)。一方で、人道主義・国際的連帯の伝統を維持しようとする声も強く残る。本報告では、パルメの時代に立ち返って考察し、現在そしてこれからのスウェーデンと国際的連帯のあり方を分析する一助としたい。

討論 小川 有美 (立教大学)

## 自由論題

司会 阿部 望（明治学院大学）

### 1. スウェーデンの医療ケアに対する待ち時間問題

深見 佳代（京都大学大学院）

スウェーデンの医療制度は日本において「低所得者でも窓口負担や保険料負担を気にせず受診できる普遍的な制度」として参照されることがあるが、しばしばその欠点として待ち時間の長さが指摘されてきた。しかし、実際にどの程度の待ち時間があるのか、実態が十分に検討されてきたとはいえない。そこで本報告ではスウェーデンの待ち時間の実態と、それに対する政策史を見る。

待ち時間といっても、日本で想定されるような「来院してから医師に会うまでの待合室における時間」ではない。スウェーデンでは電話で受診の許可を得てから来院するシステムであるが、即日来院が認められるとは限らず、数日かかることがある。また、専門医の診察が必要だと判断された場合は専門機関への受診が必要になるが、これには数か月かかることがあった。待ち時間問題について、国が最初に調査を開始したのは60年代の後期であるが、その後いくつもの大規模な改革が行われた。それらの改革のほとんどは経済的インセンティブを病院運営の中に組み込むというものであったが、最近では一定期間内の医療アクセスを患者の新たな権利として確立しようという動きもある。

公的サービスは一般に質を向上させるインセンティブが小さいと言われるが、待ち時間に対するこうした数々の改革は、制度の正当性を維持する必要性から行われたものであると本報告では分析する。

また、比較のために日本における待ち時間についても適宜言及する。

### 2. フィンランドにおける2010年の国庫支出金改革とその後の国庫支出金の動向（2010－2015）—水平的財政調整の変化を中心に—

横山 純一（北海学園大学）

フィンランドでは2010年に国庫支出金改革が行われ（2010年1月1日施行）、それまで国庫支出金の大部分を占めていた福祉・保健医療包括補助金と教育・文化包括補助金、一般交付金が廃止され、新たにこれらを統合した一般補助金が創設された。この改革により自治体向けの国庫支出金は、一部の教育・文化国庫支出金、プロジェクト補助金（投資補助金）等を除き、ONE PIPE CENTRAL GOVERNMENT（財務省所管）に一元化された。

2010年改革後、フィンランドの地方財政調整は、一般補助金を通じて自治体の財政需要と財政力を斟酌して行われている。自治体の財政需要については、年齢構成別人口を中心に多様な指標が用いられている。自治体間の税収格差を是正するために行われる財政力の斟酌については、国の役割は限定的にとどまり、自治体間で一般補助金を増減する水平的財政調整のしくみがとられている（拠出自治体と受取自治体）。つまり、まず各自自治体の財政需要を斟酌した算定によって各自自治体に配分される一般補助金額が暫定的に決められる。次に、各自自治体の財政力を考慮に入れた算定が行われ、上記の暫定的に決められた一般補助金額が財政力の豊かな自治体で減額され、財政力の低い自治体で増額されるのである。

本報告は、2010年改革とその後の一般補助金の動向について検討することを目的としているが、主に2015年に行われた水平的財政調整の改定について明らかにしたい。

本報告の内容は次のとおりである。まず、一般補助金の算定方法と水平的財政調整のしくみを述べ、一般補助金の自治体への交付方法を明らかにする。次に、フィンランドの一般補助金額と国庫負担割合（補助率）の推移、水平的財政調整の一般補助金全体における比重、自治体財政における水平的財政調整の役割を考察する。第3に、水平的財政調整の算定方法の改定が2012年と2015年に行われたことを示し、改定内容、改定目的、改定の自治体への影響について検討する。とくに変更が大きかった2015年について詳述したい。

2015年改定は次のように特徴づけることができる。つまり、2015年には一般補助金の財政需要部分（福祉・保健医療や教育・文化分など）の抑制と国の負担割合（補助率）の引き下げが継続的に行われる一方で、水平的財政調整の改定により税収格差是正部分は大幅な増額となった。拠出自治体から受取自治体に転じた自治体や拠出額が大幅に減少した自治体、受取額が増加した自治体が多数生まれたのである。財政需要部分の抑制や国の負担割合の縮小を税収格差是正分の増額で対応したのが2015年改定であるといえるのである。とはいえ、2015年には一般補助金総額は抑制基調を維持し、多くの自治体で一般補助金額は減額となった。そして、税収格差是正分が大幅に増加したのは、人口2万人以上の都市自治体に多かった。2015年改定は、自治体合併や自治体連合等で圏域の中心となる自治体の役割が大きくなってきたために、一般補助金額が減少基調で推移する中、一定程度都市の財政需要にこたえようとしたといえることができる。なお、これとは反対に、2015年改定で、Eurajokiなど不動産税収入が多額な一部の自治体についてのみ不動産税をカウントするしくみを導入したため、これらの自治体で拠出額が増えたことについても言及したい。

（当日、詳しいレジュメと図表を用意します）